

## 財務諸表に対する注記

会計区分は、移行認可前の区分である。

### 1. 重要な会計方針

当協会は、当事業年度から「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・先入先出法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品・・・定率法

#### (3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

退職手当支給規程に基づく期末退職給与の自己都合要支給額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 退職給付引当資産	3,388,626	306,135	0	3,694,761
合 計	3,388,626	306,135	0	3,694,761

### 3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正 味財産からの 充当額)	(うち一般正 味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産 退職給付引当資産	3,694,761	—	—	(3,694,761)
合 計	3,694,761	(0)	(0)	(3,694,761)

### 4. 重要な後発事象

青森県知事より平成24年3月19日付で一般社団法人への移行について認可を受け、平成24年4月1日に登記を完了し、一般社団法人青森県産業廃棄物協会へ移行することとなった。